

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2017年2月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

2月には、韓国の大手企業の元研究員への職務発明補償金を決めた韓国大法院の判決に関する記事と、韓国の裁判所における知的財産権関連裁判部の拡充に関する記事を紹介する。

2月7日付電子新聞によると、韓国大法院1部は2月5日、サムスン電子の首席研究員アン氏が、会社を相手に出した、サムスン電子の携帯電話「初声検索」技術に関する職務発明補償金請求訴訟の上告審で、サムスンが2,185万ウォンを補償しなければならないという原審判決を確定したと明らかにした。裁判部は、判決文で「特許発明を公知(広く知られている)技術と見ることができないので、会社の独占利益を否定することはできない」とし、「会社が特許発明を直接実施していなくても、補償金の支払い義務をすべて免れることはできない」と明らかにした。アン氏は1993年に、携帯電話で連絡先を検索するときに名前の初声のみを入力すれば関連情報を検索してくれる「初声検索」技術を発明し、会社に譲渡した。サムスンは1996年、この技術を特許として登録した。しかし、会社が後に適切な補償をしてくれなかつたとの理由で、アン氏は2012年に訴訟を提起した。サムスンは、「競合他社も既に似たような発明を適用していた」とし、「アン氏の発明を直接使用していないため、独占の利益を得ていなかつた」と反論した。しかし、裁判所は、アン氏の貢献が一定部分認定されるとし、職務発明補償をしなければならないと判断した。第1審の裁判所は、アン氏の発明がなくても連絡先の検索が十分に可能であることなどを考慮し、発明者の貢献度を0.1%と策定して1,092万ウォンの補償を判決した。第2審は、貢献度を0.2%に上方修正して2,185万ウォンの補償を決定し

ていた。

2月27日付法律新聞によると、会社が所属職員が発明した特許を新製品の製造に使用していないときにも、この従業員に補償金を支払う義務があるという最高裁判所の判決が出た。特許権の存在だけでも、競合他社の実施を排除することができる利益を得たためだという趣旨だ。ただし、発明が使用されていなかつたという事情は、排他的寄与率など補償金の額を算定する際の考慮要素になり得ると判断した。韓国大法院民事1部は、サムスン電子の研究者A氏が会社を相手に出した職務発明補償金請求訴訟(2014ダ220347事件)において、原告一部勝訴の判決をした原審を最近確定した。裁判部は、「使用者が製造・販売している製品が職務発明の権利範囲に含まれていなくても、特許権に基づいて競争会社にとって職務発明を実施できなくすることによってその売上高が増加した場合、それによる利益を職務発明による使用者の利益として評価することができる」とし、「使用者が、現実的には当該特許権による独占的・排他的利益を全く得られないといえることができる場合でない限り、特許権に基づく独占・排他的利益を一律に否定して職務発明補償金の支給を免れることはできない」と明らかにした。

2月17日付朝鮮ビズによると、韓国のソウル中央地裁は、知的財産権事件の専門性を強化するため、2月20日付定期人事を兼ねた組織再編で、ソウル中央地裁に知的財産権首席部である「第60民事部」を新設し、知的財産権特別合議部を6つも新設する。

2月21日付法律新聞によると、20日から施行される新しいソウル中央地裁裁判官事務分担によると、

ソウル中央地裁に知的財産権の事件を専担・総括する「民事第2首席部長」の席が新設されるなど、知的財産権担当部署が大幅に増設された。特許侵害訴訟など知的財産権事件の裁判の専門性と迅速性を強化するための措置だ。知的財産権事件を専担・統括するために新設した民事第2首席部長判事には、この分野の専門家であるキム・ヒヨンドゥ(52・司法研修院19期) 司法政策研究院首席研究委員が抜擢された。キム首席部長判事は、民事60部裁判長として、知的財産権に関連する仮処分申請事件を担当する。サムスン電子とアップルの特許訴訟のように、社会・経済的波及力が大きかったり先例がない重要な事件を担当する知的財産権担当特別合議部が6つも新設される。民事71~76部までの特別合議部は、キム首席部長判事が裁判長になって、一般の知的財産権専担合議部の3つの部の裁判長である部長判事がその指揮下に左右陪席判事1人ずつと組んで、キム

首席部長判事の陪席判事としての役割を担って審理を進める形だ。民事61~63部までの一般の知的財産権専担合議部は、普段、文化・芸術領域の著作権事件などを処理する。サムスンとアップルの特許訴訟のように技術型知的財産権事件が入ってくると、キム首席部長判事と特別合議部を構成して事件を審理するようになる。ソウル中央地裁の関係者は、「知的財産権専担裁判部を全面改編したのは、ソウル中央地裁が昨年から特許侵害による損害賠償1審事件の全国管轄権を持つようになり、関連訴訟が大幅に増加したことによるもの」とし、「産業界と弁護士業界から専門的かつ効率的な紛争解決を求める声が大きくなっていることも考慮した措置」と説明した。同関係者は、「組織改編で、ソウル中央地裁が特許法院と共に、知的財産関連紛争解決において中枢的な役割を担うことになるものと期待している」と述べた。

《訴訟関係》

- ▲韓国大法院1部は2月5日、サムスン電子の首席研究員アン氏が会社を相手に出した、サムスン電子の携帯電話「初声検索」技術に関する職務発明補償金請求訴訟の上告審で、サムスンが2,185万ウォンを補償しなければならないという原審判決を確定したと明らかにした。(7日 連合)
- ▲米国連邦控訴裁判所は2月7日(現地時間)、サムスン電子とアップルのデザイン特許訴訟を下級審に差し戻したとIT専門メディアのシーネットなどが伝えた。(9日 韓経)
- ▲韓国のセルトリオンは(Celtrion)2月7日、韓国特許審判院がオリジナル医薬品リツキサン(Rituxan)関連の慢性リンパ性白血病適応症特許に対して無効審決を下したと9日明らかにした。(10日 電子)
- ▲韓国のソウル大学側は、1月25日にグローバルモバイル車両予約サービス会社のウーバー(Uber)が、ソウル大を相手にソウル大の自律走行車「ヌーバー(SNUver)」の名称に対して「ヌーバー」の名称の使用中止を求める内容証明を送ってきたと明らかにした。(10日 中央)
- ▲2月13日、ソウル中央地裁の民事合議12部は、ファン氏など2名がSKテレコムを相手に出した、受信者の携帯電話に特定の言葉などを表示してくれるSKテレコムの「レタリングサービス」に関して、200億ウォン台の特許侵害損害賠償請求訴訟の第1審で、原告敗訴の判決を下したと明らかにした。(14日 毎経)
- ▲フランスの放送・映像技術企業の「テクニカラー(Technicolor)」は2月16日、サムスン電子の携帯電話とデジタルTVを含む一連の製品群が、ビデオコーディングと電気通信関連技術の特許権10件を侵害しており、ドイツのデュッセルドルフとマンハイム地方裁判所、フランスのパリ1審裁判所にそれぞれ訴訟を提起したと明らかにした。(17日 連合)
- ▲米国のブルームバーグは21日、サムスンが関わった韓国での腐敗スキャンダルが、クアルコムが韓国公正取引委員会の独占禁止法の課徴金賦課決定に抵抗する新たな手段として浮上したと報道した。(22日 マネ)
- ▲韓国特許法院は最近、ヒューオンズグローバル(Huons Global)、三一(サミル)製薬、亞洲(アジュ)薬品、イントロファームテック(INTRO Pharm tech)など4社が、ベーリンガーインゲルハイム(Boehringer

Ingelheim) の抗凝固剤「プラダクサ」に関する造成物特許の無効審決取消訴訟で、特許権者のベーリンガーインゲルハイム側を受け入れた。(23日 メディ)

▲会社が所属職員が発明した特許を新製品の製造に使用していないときにも、この従業員に補償金を支払う義務があるという最高裁判所の判決が出た。特許権の存在だけでも、競合他社の実施を排除することができる利益を得たためだという趣旨だ。(27日 法律)

《立 法》

▲2月16日、関連業界によると、韓国特許庁など関係当局は、ファンなど非法人団体の知的財産権(IP)直接所有を許容するための法令改正の妥当性の検討作業に最近着手した。(16日 朝ビ)

▲ソウル中央地裁は、知的財産権事件の専門性を強化するため、2月20日付定期人事を兼ねた組織再編で、ソウル中央地裁に知的財産権首席部である「第60民事部」を新設し、知的財産権特別合議部を6つも新設する。(17日 朝ビ)

▲20日から施行される新しいソウル中央地裁裁判官事務分担によると、ソウル中央地裁に知的財産権の事件を専担・総括する「民事第2首席部長」の席が新設されるなど、知的財産権担当部署が大幅に増設された。(21日 法律)

《行 政》

▲韓国特許庁は、今年約55個の課題(32億3,000万ウォン)を選定し、5ヶ月以内の深層的な知的財産(IP)活用戦略コンサルティングを支援する知的財産活用戦略支援事業を実行すると2月7日明らかにした。(8日 ニュ1)

▲2月8日、韓国特許庁によると、昨年の公益弁理士特許相談センターの法律救助件数は109件で、前年(53件)より2倍以上増加した。(9日 連合)

▲2月14日、韓国の与野国会議員、法曹界、産学界で構成された仮称「大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会」によると、4次産業革命に備える政府コントロールタワーである仮称「知的財産部」の新設案が推進される。(15日 フア)

▲2月14日、韓国特許庁によると、韓国国内女性が単独出願した件数は、去る2015年全体出願件数15万9,000件の中で3万7,000と23%を占めた。(15日 ソ経)

▲2月15日、韓国特許庁によると、韓国生産性本部とともに去る2009年~2015年の7年間に支援した合計1,064社の企業の中で、アンケートに応じた523社を分析した結果、韓国特許庁による海外進出企業の知財権コンサルティング支援事業によって企業1社当たり平均2億2,000万ウォンの経済効果が発生したことが分かった。(16日 フア)

▲韓国特許庁は、職務発明補償制度の導入率が低調な中小企業の参加を誘導するために、「職務発明活性化事業」を推進すると16日明らかにした。(17日 デジ)

▲韓国特許庁は、2月18日~19日、ベトナムのニヤチャン(Nha Trang)で開かれたアジア太平洋経済協力体(APEC)の知的財産専門家グループ会議に出席し、「中小企業革新のためのIPビジネスマニュアル」を発表した。(21日 毎経)

▲電子新聞が特許を出願・登録した経験がある韓国の300社の企業の特許業務担当者を対象に実施した「国内知的財産権制度の改善のためのアンケート調査」の結果によると、弁護士と弁理士の特許侵害訴訟の共同代理について「望ましい」と答えた企業は68%、「よく分からない」という意見は28.3%、「望ましくない」と判断した企業は3.7%であった。(22日 電子)

▲韓国特許庁は、中小・中堅企業の知的財産経営支援のために、今年も「訪ねていく知的財産カスタマイズ型教育」を運営することにし、3月23日まで参加企業を募集すると明らかにした。(23日 マネ)

▲2月23日、韓国特許庁によると、中国で商標を先占され、自社商標の権利を主張するのに困難をきたしている韓国企業は、昨年末基準で約1,000社に及んでいる。(23日 ア経)

▲大韓貿易投資振興公社(KOTRA)と韓国特許庁は23日、中国と米国、日本、ドイツ、ベトナム、インドネシアなど6カ国12箇所のIP-DESKにおいて、昨年に韓国企業を相手に知的財産権の相談を6,841件行ったと明らかにした。(24日 電子)

《その他》

▲米国商工会議所傘下のグローバル知的財産センター(GIPC)が、2月8日(現地時間)発表した「2017年国際知的財産指数」において、韓国は総得点28.31点(35点満点)で総合9位を記録し、昨年(10位)より一段階上昇したことが明らかになった(15日 電子)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、京郷：京郷新聞(京郷新聞社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民：国民日報(国民日報社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、世界：世界日報(世界日報社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ：マネートゥディ(マネートゥディ社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、連合：連合ニュース(連合ニュース社)、デイ：デイリーパム(デイリーパム社)、アジ：アジアトゥディ(アジアトゥディ社)、ニュ：ニュース(ニュース社)、ニュ1：ニュース1(ニュース1社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、朝ビ：朝鮮ビズ(朝鮮経済i社)、メディ：メディカルトゥディ(メディカルトゥディ社)



特許庁人事異動

氏名	新	旧
----	---	---

松原陽介 外務省

審査第二部審査官(繊維包装機械)

(臨時の任用)

米井翔紀 辞職

情報技術統括室

(以上 3月8日付発令)

(臨時の任用)

齋藤愛美 情報技術統括室

(以上 3月9日付発令)